

女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異に係る情報公表の義務化について

女性活躍推進法に基づき、以下の情報を公表します。

【女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績】

■採用した労働者に占める女性労働者の割合

10.0%

■男女の賃金の差異

	男女の賃金の差異 (男性に対する女性の割合)
正規雇用	67.8%
非正規雇用	108.4%
全労働者	126.9%

<付記事項>

対象 期間：令和 5 事業年度（令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日まで）

正規 雇用：正社員

非正規雇用：契約社員、スタッフ、パート

賃 金：退職金、通勤手当等を除く。

【職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績】

■男女の平均継続勤務年数の差異

平均継続年数（年）	
男性	5.52
女性	4.57
男女の差異	0.95